



福岡医発第 843 号 (地)

平成 25 年 6 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

主治医意見書に関する研修資料の周知について

今般、日本医師会より標記研修資料の周知依頼が参りましたのでご連絡申し上げます。

当該研修資料は、本年 6 月 7 日に厚生労働省において、都道府県および指定都市職員を対象とした要介護認定に関する研修会で使用されたもので、本来、都道府県および指定都市が実施する主治医研修を通じて現場の医師に対する周知が図られることとなっておりますが、主治医研修に参加することができない先生方も想定されることから、厚生労働省老健局老人保健課より日本医師会を通じて周知依頼があったものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、当該研修会においては、要介護認定の円滑な実施の観点から主治医意見書における口腔ケアの評価の方法についても研修が実施されており、特に口腔ケアに関しては、訪問歯科診療および訪問歯科衛生指導が必要と考えられる状態の例について写真を交えてその観察点が示されております。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 蒲池 壽

(介 31)

平成 25 年 6 月 13 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

高 杉 敬 久



主治医意見書に関する研修資料の周知について

本年 6 月 7 日に厚生労働省において、都道府県および指定都市職員を対象とした要介護認定に関する研修会が開催されました。

当該研修会においては、要介護認定の円滑な実施の観点から主治医意見書の早期提出について、また、高齢者の口腔ケアの重要性の観点から主治医意見書における口腔ケアの評価の方法についても研修が実施されており、特に口腔ケアに関しては、訪問歯科診療および訪問歯科衛生指導が必要と考えられる状態の例について写真を交えてその観察点が示されております。

当該研修資料については、都道府県および指定都市が実施する主治医研修を通じて現場の医師に対する周知が図られることとなっておりますが、主治医研修に参加することができない先生方も想定されることから、今般厚生労働省老健局老人保健課より本会宛てに当該研修資料の周知依頼があったものであります。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会および会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・主治医意見書に関する研修資料の周知について（依頼）

(平 25. 6. 11 老老発 0611 第 1 号 厚生労働省老健局老人保健課長通知)





老老発 0611 第1号
平成25年6月11日

公益社団法人 日本医師会
高杉 敬久 常任理事 殿

厚生労働省老健局

老人保健課 長



主治医意見書に関する研修資料の周知について（依頼）

介護保険行政の推進につきましては、日頃より御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、当課では、本年6月7日に、都道府県及び指定都市職員を対象として、要介護認定に関する研修会を開催し、要介護認定の円滑な実施の観点から主治医意見書の早期提出について、また、高齢者の口腔ケアの重要性の観点から主治医意見書における口腔ケアの評価の方法についても研修を実施しました。

本研修資料については、都道府県及び指定都市が実施する主治医研修を通じて、現場の医師に周知していただくよう、都道府県及び指定都市職員に対して依頼したところですが、主治医研修に参加することができない場合も考えられることから、各都道府県医師会からも現場の医師に対して周知が図られるよう、各都道府県医師会に対する御周知方よろしくお願いいたします。

厚生労働省老健局老人保健課
課長補佐 鶴田
介護認定係長 保積（ほづみ）
Tel：03-5253-1111
鶴田（内線：3963）
保積（内線：3944）

3. 主治医意見書について

主治医意見書について

- 本研修資料の内容については、各都道府県及び指定都市が実施する主治医研修事業において、現場の医師に周知していただくようお願いする。

主治医意見書の早期提出について(1)

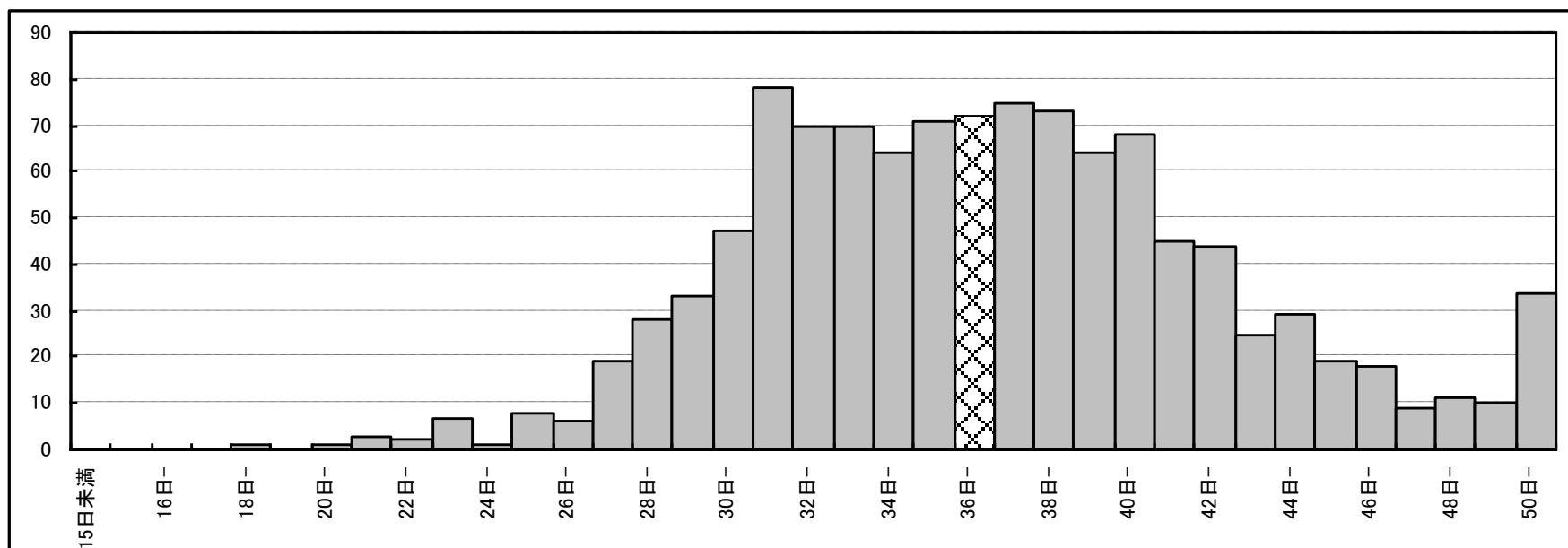
- ・ 介護保険法上、要介護認定は、申請日から30日以内に行わなければならない。しかしながら、現状では、申請日から36日程度かかっている。
 - ・ こうした背景の1つに、主治医意見書の提出が遅延していることが指摘されている。
 - ・ また、市町村では、主治医意見書の提出の遅延に伴う督促に負担がかかっている。
- ⇒ 申請者が可能な限り早くサービス利用を開始することができるようになるためにも、主治医意見書の早期提出にご協力いただきたい。

主治医意見書の早期提出について(2)

【要介護認定申請から要介護認定にかかる日数】

介護保険法上、要介護認定は、申請日から30日以内に行わなければならないこととなっているが、現状では、中央値36日かかっている。

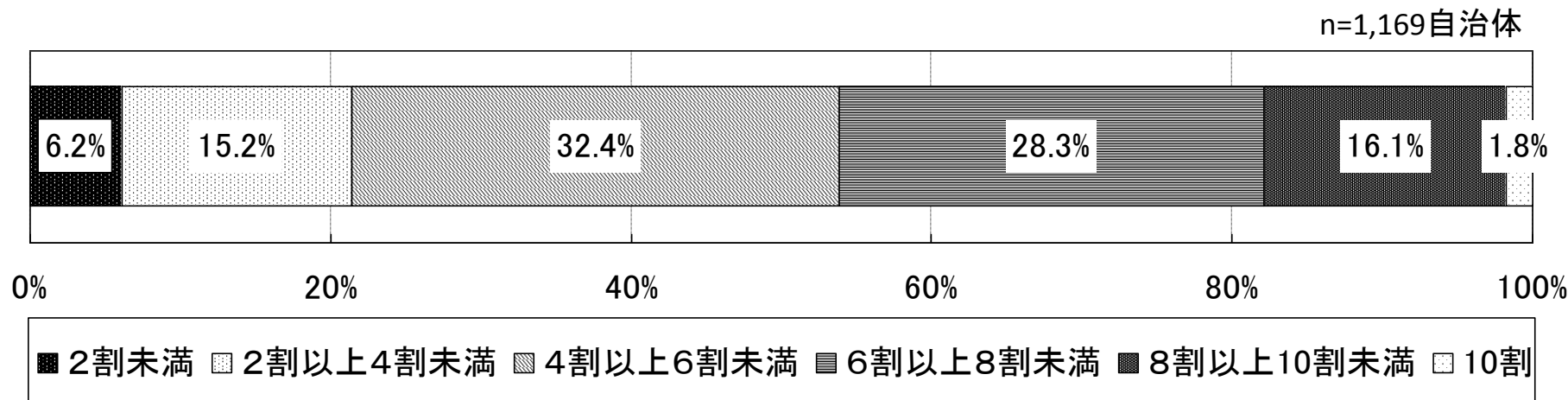
集計対象自治体数:658



主治医意見書の早期提出について(3)

【期限内に提出される主治医意見書の割合】

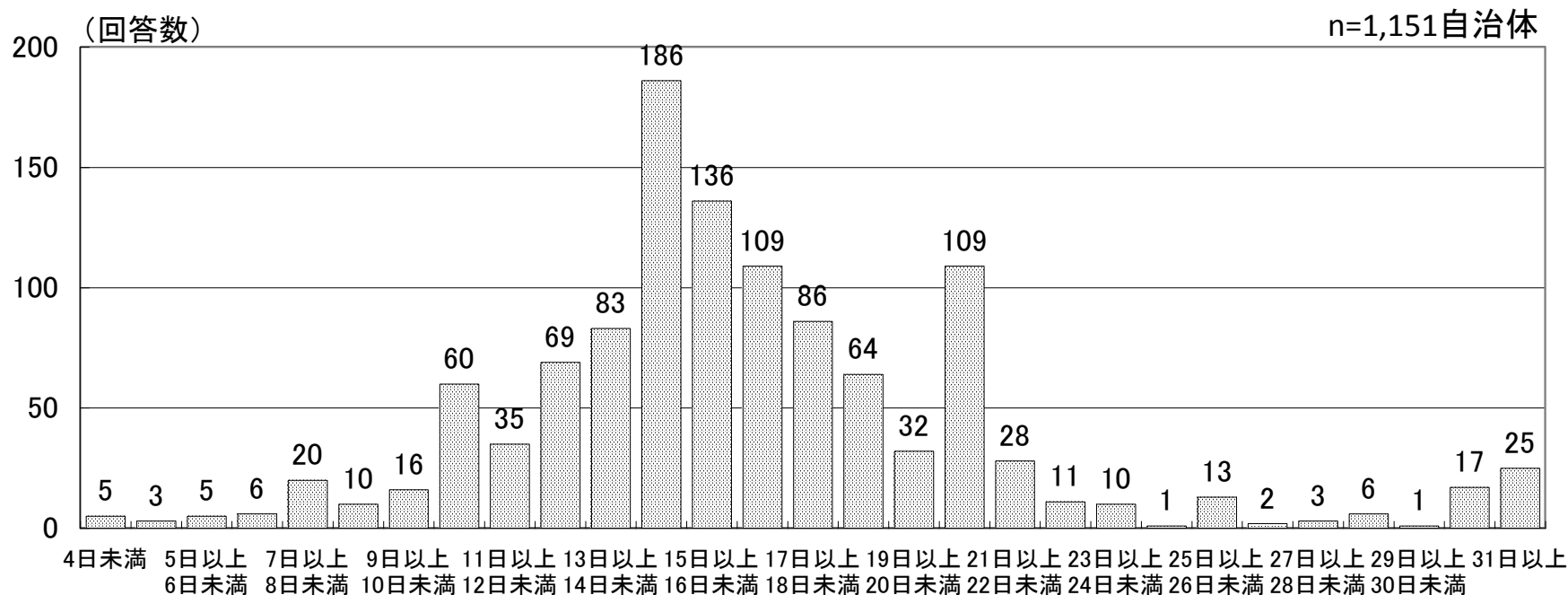
期限内に提出される主治医意見書の割合は、「4割以上6割未満」が32.4%と最も高く、次いで「6割以上8割未満」が28.3%、「8割以上10割未満」が16.1%であった。



主治医意見書の早期提出について(4)

【主治医意見書の平均回収日数】

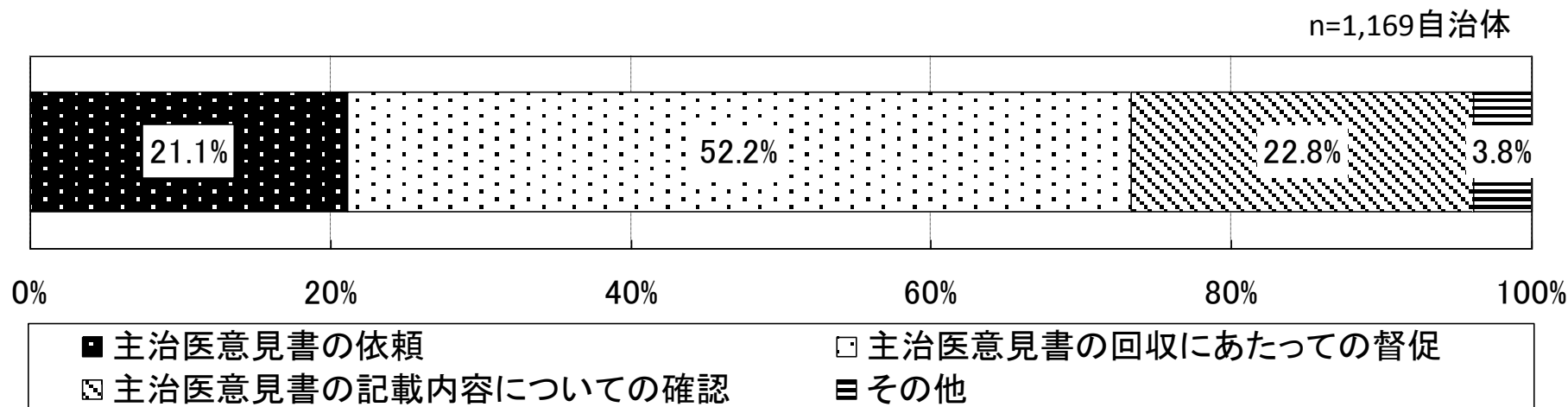
主治医意見書の平均回収日数について、「14日以上15日未満」が186件と最も多く、次いで「15日以上16日未満」が136件、「16日以上17日未満」及び「20日以上21日未満」が109件であった。



主治医意見書の早期提出について(5)

【主治医意見書に係るもっとも負担の大きい業務】

主治医意見書にかかる業務のうち最も負担の大きい業務としては、「主治医意見書の回収にあたっての督促」が52.2%と半数以上を占めており、次いで「主治医意見書の記載内容についての確認」が22.8%、「主治医意見書の依頼」が21.1%であった。



主治医意見書の記入に当たっての口腔内の状態確認について(1)

- ・ 高齢者の口腔ケアは、QOLの維持向上に当たって非常に重要。
- ・ 主治医意見書では、主治医が、申請者の口腔内の状態をもとに、
 - ① 訪問歯科診療及び訪問歯科衛生指導の必要性について、チェックする
 - ② 口腔清潔に関して、特に留意事項があれば、特記事項に要点を記載することとなっている。

主治医意見書記入の手引き(抜粋)

Ⅲ 記入マニュアル

4. 生活機能とサービスに関する意見

(5) 医学的管理の必要性

(略)...訪問歯科診療及び訪問歯科衛生指導については、口腔内の状態(例えば、歯の崩壊や喪失状態、歯の動揺や歯肉からの出血の有無、義歯の不適合等)をもとに、口腔ケアの必要性に応じて該当する口にレ印をつけてください。...(略)

5. 特記すべき事項

(略)...口腔内の状況から口腔清潔に関して、特に留意事項があれば、要点を記載してください。

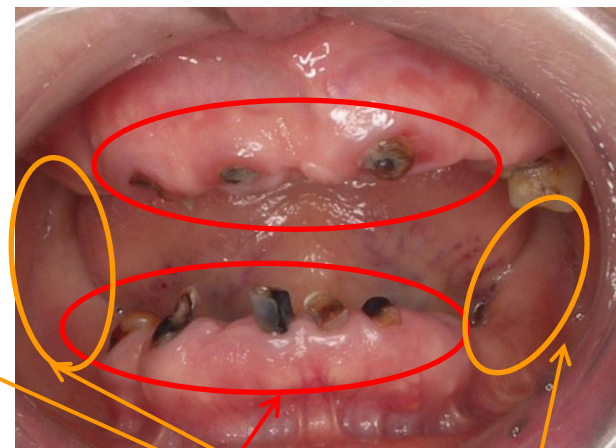
また、専門医に意見を求めた場合にはその結果、内容を簡潔に記入してください。情報提供書や身体障害者申請診断書等の写しを添付していただいても構いません。なお、その場合は情報提供者の了解をとるようにしてください。...(略)

【訪問歯科診療及び訪問歯科衛生指導が必要と考えられる状態の例】

- 歯が欠けたり、被せていた金属などがはずれた状態を放置している
- 歯が抜けた状態のまま放置している
- 歯肉から出血している
- 動いている歯がある
- 入れ歯がはずれやすい、かむと痛い
- 口腔内に食物残渣がある
- 口臭が強い

主治医意見書の記入に当たっての口腔内の状態確認について(3)

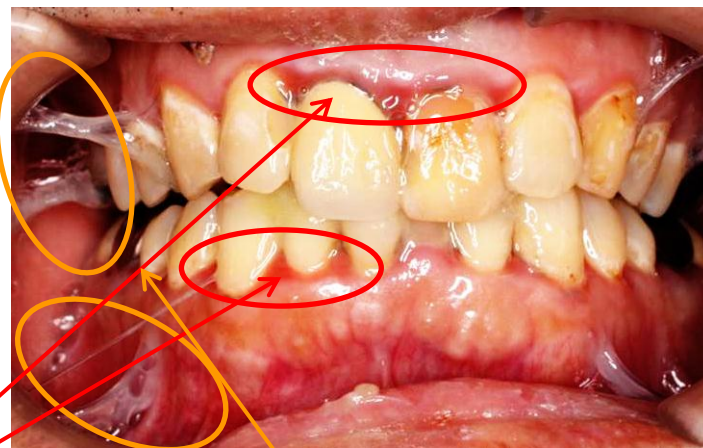
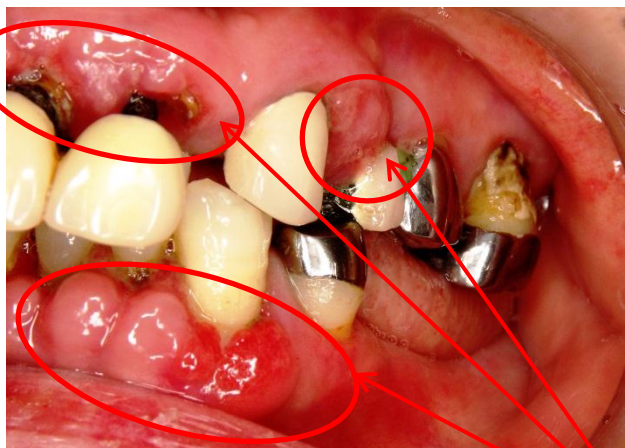
【口腔内の観察点】 ～歯の崩壊、欠損が放置されている例～



歯の欠損の放置

歯の崩壊の放置

【口腔内の観察点】～口腔衛生状態が不良の一例①～



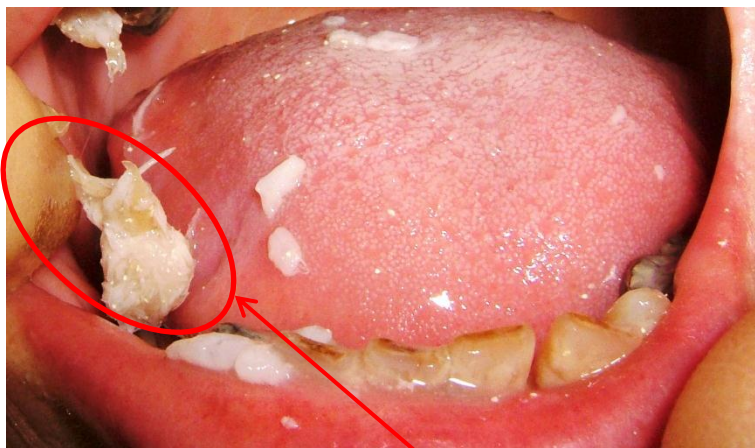
歯肉の発赤・腫脹



口腔乾燥・口腔衛生状態不良により、
唾液の粘性が高くなっている状態

プラーク(汚れ)・歯石が付着した状態

【口腔内の観察点】～口腔衛生状態が不良の一例②～



義歯に汚れが多量に残っている



食事後も食物残渣が口腔内に残っている